

(仮称)

千葉県三番瀬再生計画（第3次事業計画）（案）

平成26年 月

千 葉 県



目 次

第1章 第3次事業計画の概要	1
第1節 位置づけと計画期間	1
第2節 事業計画の構成	2
第3節 本計画以降の取組について	3
第4節 事業一覧	4
第2章 第3次事業計画の事業	7
第1節 干潟・浅海域	7
1 干潟的環境（干出域等）の形成等	8
2 再掲：行徳湿地の保全と利用 (p.10)	
第2節 生態系・鳥類	9
1 行徳湿地の保全と利用	10
2 再掲：自然再生（湿地再生）事業 (p.25)	
3 再掲：干潟的環境（干出域等）の形成等 (p.8)	
4 三番瀬の自然環境の調査	11
5 再掲：貝類漁業対策 (p.16)	
6 再掲：三番瀬自然環境調査に対する支援 (p.34)	
7 再掲：三番瀬自然環境データベースの更新 (p.35)	
8 生物多様性の回復のための目標生物種の選定	11
第3節 漁業	13
1 豊かな漁場への改善の取組	14
2 ノリ養殖業・貝類漁業対策	15
3 漁業者と消費者を結ぶ取組の推進	16
第4節 水・底質環境	18
1 再掲：行徳湿地の保全と利用 (p.10)	
2 再掲：自然再生（湿地再生）事業 (p.25)	
3 海老川流域の健全な水循環系の再生	19
4 真間川流域の健全な水循環系の再生	20
5 再掲：干潟的環境（干出域等）の形成等 (p.8)	
6 合併処理浄化槽の普及	20
7 産業排水対策	21
8 流域県民に対する啓発	21
9 下水道の整備	22
10 青潮関連情報発信事業	22

11	貧酸素水塊情報の高度化	22
第5節	海と陸との連続性・護岸	24
1	市川市塩浜護岸改修事業	25
2	護岸の安全確保の取組	25
3	自然再生（湿地再生）事業	25
4	再掲：干潟的環境（干出域等）の形成等 (p.8)	
第6節	三番瀬を活かしたまちづくり	27
1	三番瀬を活かしたまちづくりの促進	28
2	再掲：市川市塩浜護岸改修事業 (p.25)	
3	再掲：自然再生（湿地再生）事業 (p.25)	
第7節	海や浜辺の利用	29
1	再掲：干潟的環境（干出域等）の形成等 (p.8)	
2	再掲：市川市塩浜護岸改修事業 (p.25)	
3	再掲：自然再生（湿地再生）事業 (p.25)	
4	再掲：三番瀬を活かしたおけるまちづくりの促進 (p.28)	
5	ルールづくりの取組	30
第8節	環境学習・教育	31
1	環境学習・教育事業	32
2	ビオトープネットワークの強化	32
第9節	維持・管理	33
1	三番瀬再生・保全活動の支援	34
2	三番瀬自然環境データベースの更新	34
3	三番瀬自然環境調査に対する支援	34
4	再掲：三番瀬の自然環境の調査 (p.11)	
5	再掲：ビオトープネットワークの強化 (p.32)	
6	再掲：国、関係自治体の広域的な取組 (p.41)	
第10節	再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進	36
1	三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定	37
2	ラムサール条約への登録促進	37
第11節	広報	39
1	三番瀬に関する広報	40
2	再掲：三番瀬再生・保全活動の支援 (p.34)	
第12節	東京湾の再生につながる広域的な取組	41
1	国、関係自治体の広域的な取組	41

第1章 第3次事業計画の概要

第1節 位置づけと計画期間

三番瀬は、東京湾の最奥に残された、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の東京湾沿いに広がる約1,800haの貴重な干潟・浅海域です。

この三番瀬の自然環境を再生・保全し、地域住民が親しめる海を再生するため、平成18年12月に「三番瀬再生計画（基本計画）」を策定しました。

この計画では、以下の5つの目標を掲げています。

- 生物多様性の回復
- 海と陸との連続性の回復
- 環境の持続性及び回復力の確保
- 漁場の生産力の回復
- 人と自然とのふれあいの確保

これらの目標の実現に向け、これまで「三番瀬再生計画（事業計画）」【平成18年度～22年度】及び「三番瀬再生計画（新事業計画）」【平成23年度～25年度】を策定し、具体的な事業を実施してきました。

第3次事業計画は、これまでの事業の実績等を検証・評価したうえで、平成26年度～28年度の3年間で引き続き取り組んでいく事業を取りまとめたものです。

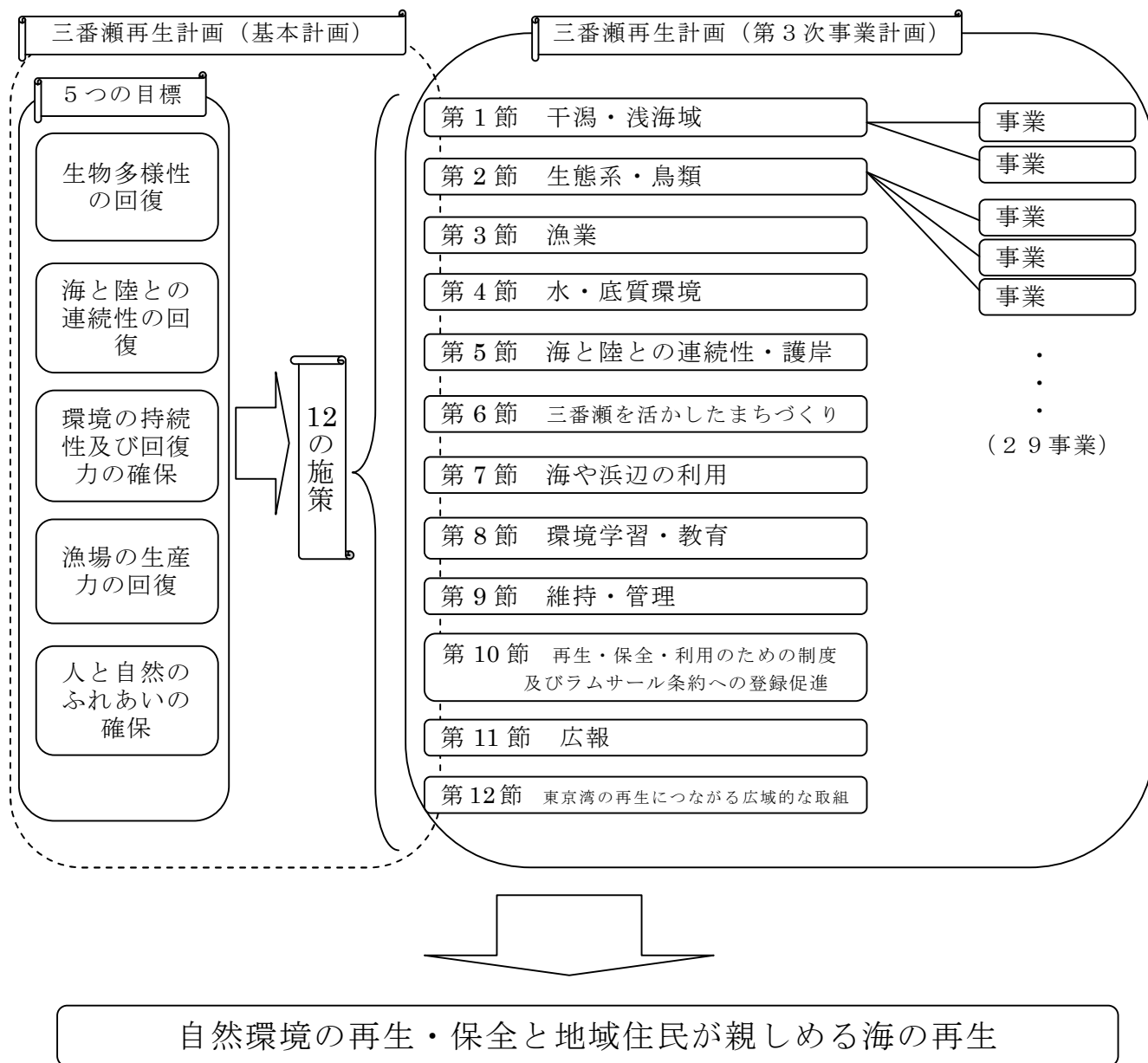
計画の推進にあたっては、自然を対象とする不確実性を考慮し、順応的管理により事業を行うとともに、地元4市、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国等と連携・協働して効果的に進めていきます。

基本計画と事業計画

基本計画	事業計画
平成18年度～ (平成18年12月)	事業計画 5か年 (平成18年度～22年度)
	新事業計画 3か年 (平成23年度～25年度)
	第3次事業計画 3か年 (平成26年度～28年度)

第2節 事業計画の構成

三番瀬再生計画（基本計画）では、「自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生」を目指し、5つの目標及びその実現に向けた12の施策を定めています。本事業計画は、計画期間内で実施する具体的な29の事業について、施策ごとの12の節に分類し、掲載しています。



第3節 本計画以降の取組について

平成18年度に「三番瀬再生計画（基本計画・事業計画）」を策定し、計画の実現のため各種事業に取り組んできましたが、この間、護岸の整備など順調に進んでいるものや、干潟的環境の形成など慎重に検討していく必要があるものなど、事業の進捗状況に差異が生じています。

こうしたことから、3年後の本計画終了時には三番瀬再生計画を策定してから10年を経過することも踏まえ、三番瀬に特化した取組に一定の目処をつけ、以降は県がそれぞれの分野で行う施策の中で対応することについて、検討していきます。

第4節 事業一覧

第2章 節番号	事業名	担当課	再掲箇所 (節)	引用元 (節)
第1節 干潟・浅海域	1 干潟的環境（干出域等）の形成等	環境生活部環境政策課	2, 4, 5, 7	
	2 行徳湿地の保全と利用	環境生活部自然保護課		2
第2節 生態系・鳥類	1 行徳湿地の保全と利用	環境生活部自然保護課	1, 4	
	2 自然再生（湿地再生）事業	環境生活部環境政策課		5
	3 干潟的環境（干出域等）の形成等	環境生活部環境政策課		1
	4 三番瀬の自然環境の調査	環境生活部自然保護課	9	
	5 ノリ養殖業・貝類漁業対策	農林水産部水産局漁業資源課		3
	6 三番瀬自然環境調査に対する支援	環境生活部自然保護課		9
	7 三番瀬自然環境データベースの更新	環境生活部自然保護課		9
	8 生物多様性の回復のための目標生物種の選定	環境生活部自然保護課		
第3節 漁業	1 豊かな漁場への改善の取組	農林水産部水産局漁業資源課		
	2 ノリ養殖業・貝類漁業対策	農林水産部水産局漁業資源課	2	
	3 漁業者と消費者を結ぶ取組の推進	農林水産部水産局水産課		
第4節 水・底質環境	1 行徳湿地の保全と利用	環境生活部自然保護課		2
	2 自然再生（湿地再生）事業	環境生活部環境政策課		5
	3 海老川流域の健全な水循環系の再生	県土整備部河川環境課		
	4 真間川流域の健全な水循環系の再生	県土整備部河川環境課		
	5 干潟的環境（干出域等）の形成等	環境生活部環境政策課		1
	6 合併処理浄化槽の普及	環境生活部水質保全課		
	7 産業排水対策	環境生活部水質保全課		
	8 流域県民に対する啓発	環境生活部水質保全課		
	9 下水道の整備	県土整備部都市整備局下水道課		
	10 青潮関連情報発信事業	環境生活部水質保全課		
	11 貧酸素水塊情報の高度化	農林水産部水産局漁業資源課		
第5節 海と陸との連続性・護岸	1 市川市塩浜護岸改修事業	県土整備部河川整備課	6, 7	
	2 護岸の安全確保の取組	県土整備部河川環境課 県土整備部港湾課		
	3 自然再生（湿地再生）事業	環境生活部環境政策課	2, 4, 6, 7	
	4 干潟的環境（干出域等）の形成等	環境生活部環境政策課		1

第2章 節番号	事業名	担当課	再掲箇所 (節)	引用元 (節)
第6節 三番瀬を活かしたまちづくり	1 三番瀬を活かしたまちづくりの促進	環境生活部環境政策課 県土整備部関係各課	7	
	2 市川市塩浜護岸改修事業	県土整備部河川整備課		5
	3 自然再生(湿地再生)事業	環境生活部環境政策課		5
第7節 海や浜辺の利用	1 干潟的環境(干出域等)の形成等	環境生活部環境政策課		1
	2 市川市塩浜護岸改修事業	県土整備部河川整備課		5
	3 自然再生(湿地再生)事業	環境生活部環境政策課		5
	4 三番瀬を活かしたまちづくりの促進	環境生活部環境政策課 県土整備部関係各課		6
	5 ルールづくりの取組	環境生活部環境政策課		
第8節 環境学習・教育	1 環境学習・教育事業	環境生活部環境政策課 教育庁企画管理部教育政策課		
	2 ビオトープネットワークの強化	環境生活部自然保護課	9	
第9節 維持・管理	1 三番瀬再生・保全活動の支援	環境生活部環境政策課	1 1	
	2 三番瀬自然環境データベースの更新	環境生活部自然保護課	2	
	3 三番瀬自然環境調査に対する支援	環境生活部自然保護課	2	
	4 三番瀬の自然環境の調査	環境生活部自然保護課		2
	5 ビオトープネットワークの強化	環境生活部自然保護課		8
	6 国、関係自治体の広域的な取組	環境生活部環境政策課 環境生活部水質保全課		1 2
第10節 再生・保全・利用のための制度及び ラムサール条約への登録促進	1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定	環境生活部環境政策課		
	2 ラムサール条約への登録促進	環境生活部自然保護課		
第11節 広報	1 三番瀬に関する広報	環境生活部環境政策課		
	2 三番瀬再生・保全活動の支援	環境生活部環境政策課		9
第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組	1 国、関係自治体の広域的な取組	環境生活部環境政策課 環境生活部水質保全課	9	

※複数の節に関連する事業は最も関係の深い節に分類し、他の節では再掲としてグレーの網掛けにしています。

第2章 第3次事業計画の事業

「第1節 干潟・浅海域」

【基本計画 第2章第1節】

かつて江戸川河口の広大な干潟の一部であった三番瀬は、埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、干潟が減少しました。さらに、地盤高の低下により干潟の浅海域化が進みました。また、三番瀬への河川等からの淡水や地下水の流入が減り、汽水的環境の場が減少しました。こうして多様であった三番瀬の自然環境の単調化による悪化が進みました。

このことから、三番瀬の環境調査を継続して環境変化を監視しつつ、戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬に近づけるため、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させ、さらに環境の多様化を進めることにより、多様な生物が生息し、青潮の発生等による環境の急変からの回復力の強い干潟・浅海域を取り戻し、水質の浄化作用等の諸機能の強化を図ることが重要です。

そのため、三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境を創出し、海と陸との自然のつながる場所を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します。

【現状と課題】

干潟的環境の形成について、土砂の供給による干潟的環境形成試験を実施し、その結果について検証・評価を行いました。今後は、現在の環境の保全に配慮しつつ、試験の成果等を活用し、引き続き、関係機関と協議し、検討していく必要があります。

行徳湿地については、学識経験者、関係者等が参加する意見交換会の活用を図りながら整備等を進めていく必要があります。

【第3次事業計画の目標】

干潟的環境の形成について、現在の環境の保全に配慮しながら、関係機関と協議し、検討していきます。

行徳湿地については、湿地環境悪化防止のための維持管理を継続するとともに、「行徳湿地の将来像」を踏まえながら、自然観察の場としての市民の利用の促進に取り組みます。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
<p>1 干潟的環境 (干出域等)の形成等</p>	<p>3か年の目標：干潟的環境（干出域等）の形成検討</p> <p>三番瀬は、埋立てによる後背湿地の消失や干潟の減少等により、自然環境の単調化が進んでおり、また、人と海とのふれあいも限られたものとなっています。</p> <p>このことから、干潟的環境（干出域等）の形成により、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させ、環境の多様化を進めるとともに、人が海と親しめる場所や機会を確保することが求められています。</p> <p>このため、市川市塩浜2丁目の護岸前面における干潟的環境の形成について、これまで実施してきた試験の成果等の活用により、自然条件、制約条件等を整理し、方向性を取りまとめるとともに、市川市と事業の進め方や技術的な課題等について協議し、検討していきます。</p>	<p>環境生活部 環境政策課</p>
<p>2 行徳湿地の 保全と利用</p>	<p>(第2節参照)</p>	

「第2節 生態系・鳥類」

【基本計画 第2章第2節】

現在の三番瀬は、埋立てによる海域面積の減少と河川とのつながりの弱まり、後背湿地の消失、地盤高の低下等による浅海域化、周辺部の都市化等、多くの急激な変化により干潟的環境の多くが失われました。このため、干潟的環境に依存して生息する水鳥類、魚類、底生生物や水生植物の中には姿を消したものがああります。また、種類数の減少以外にも、個体数の減少又は一部の増加傾向等、生息状況が大きく変わったものもあり、生態系も変化しています。

それでもなお、三番瀬には多様な自然環境が存在し、水鳥をはじめとする多くの生物が生息しています。

このことから、多様な環境を保全するとともに、健全で豊かな生態系の回復や、干潟に特有な生物種の復活を図り、生物多様性を高め、様々な生物種が安定して生息できるようにすることが重要です。

そのため、現在残る干潟的環境を保全し、さらに多様な環境の復元を目指すとともに、行徳湿地や河川等と三番瀬の連続したつながりの回復を目指します。

【現状と課題】

行徳湿地については、学識経験者、関係者等が参加する意見交換会の活用を図りながら整備等を進める必要があります。

干潟的環境の形成については、現在の環境の保全に配慮しつつ、干潟環境形成試験の成果等を活用し、引き続き、関係機関と協議し、検討していく必要があります。

自然環境調査については、これまで実施した調査の結果をもとに自然環境の変動を評価するとともに、順応的な管理による再生事業の実施に役立てるようになる必要があります。

【第3次事業計画の目標】

行徳湿地について、湿地環境悪化防止のための維持管理を行うとともに、「行徳湿地の将来像」を踏まえながら、自然観察の場としての利用の促進に取り組

みます。

干潟的環境の形成については、現在の環境の保全に配慮しながら、関係機関と協議し、検討していきます。

平成22年度三番瀬自然環境総合解析結果を踏まえて必要な調査を実施していきます。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
1 行徳湿地の保全と利用	<p>3か年の目標：湿地環境の維持と利用の促進</p> <p>行徳湿地は、三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域の場所であるとともに水鳥等の野鳥やトビハゼ等、多くの生物が生息する都市部に残された貴重な自然となっています。</p> <p>このため、行徳湿地への淡水供給等、湿地環境の維持管理を継続して実施します。</p> <p>また、行徳内陸性湿地再整備検討協議会が検討を行った「行徳湿地の将来像」の内容を踏まえ、NPO、市川市など関係者と連携して、自然環境の保全に配慮しながら自然観察の場としての利用の促進に取り組めます。</p> <p>取組に当たっては、学識経験者、関係者等が参加する意見交換会の活用を図りながら進めていきます。</p>	環境生活部 自然保護課
2 自然再生（湿地再生）事業	(第5節参照)	
3 干潟的環境（干出域等）の形成等	(第1節参照)	

事業名	事業内容	担当課
4 三番瀬の自然環境の調査	<p>3か年の目標：三番瀬の自然環境の把握</p> <p>平成22年度に実施した三番瀬自然環境総合解析結果を踏まえ、中長期の変動を含めた三番瀬の生態系を引き続き把握するため、前事業計画に引き続き、生物とそれを取り巻く環境に関して、必要な調査を実施します。</p>	<p>環境生活部 自然保護課</p>
5 ノリ養殖業・貝類漁業対策	(第3節参照)	
6 三番瀬自然環境調査に対する支援	(第9節参照)	
7 三番瀬自然環境データベースの更新	(第9節参照)	
8 生物多様性の回復のための目標生物種の選定	<p>3か年の目標：かつての生物多様性の回復のための目標生物種の選定</p> <p>生物多様性の回復の度合いを県民に分かりやすく示すため、回復の目安となる生物種（目標生物種）の選定を行うことが必要です。</p> <p>このため、三番瀬再生会議で取りまとめた三番瀬再生ランドデザインを踏まえながら、関係者の合意のもとに目標生物種の選定を進め、具体的な再生事業の検討における重要な要素の一つとして取り扱われるよう情報の共有を図っていきます。</p>	<p>環境生活部 自然保護課</p>



行徳湿地位置図

「第3節 漁業」

【基本計画 第2章第3節】

三番瀬とその周辺海域は、多くの魚類や貝類等の産卵、生育の場として、東京湾全域の漁業にとって重要な役割を果たしています。

そして、三番瀬における漁業は、首都圏をはじめとする消費者に新鮮な水産物を供給するとともに、地場産業として地域の経済と社会に大きな役割を果たしています。また、ノリやアサリ等の生産により、海域に流入した窒素・リンの回収を通じて水質浄化に寄与するとともに、貝類漁業において海底を耕うんすることにより底質の維持改善に貢献してきました。

しかし、その漁場環境は、埋立てに伴う海域の減少等により大きく変わり、多くの漁業資源が消滅、減少し、多くの漁法も消えていきました。基幹漁業であるノリ養殖業やアサリ漁業も不安定な生産を強いられ、漁業後継者不足に関しても課題となっています。また、ノリやアサリ等の生産の不振は三番瀬の持つ水質浄化機能の低下を招くことが懸念されます。

このことから、多様な水生生物が安定して生息する生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生を図り、安定した生産と収入が得られ、若年層が将来に希望を持って漁業を引き継ぐことができるようにすることが重要です。

そのため、漁場環境の改善、安定したノリ養殖業やアサリ漁業に向けた研究の推進、漁業基盤の整備、漁業者と消費者を結ぶ地産地消の推進等に取り組み漁業の振興を目指します。

【現状と課題】

豊かな漁場への改善方法の検討については、これまでの調査検討の結果から、三番瀬では海水交換や底質改善等につながる漁場改善が有効であると考えられます。

これまで、覆砂等の漁場改善事業について一定範囲内でその効果を確認できました。今後も順応的管理により漁場改善を推進していく必要があります。

ノリ養殖については、年内生産の安定化に向け、不安定な漁場環境に対応した養殖管理技術の向上が求められています。また、アサリ漁業については、冬

季波浪や青潮による減耗対策を推進していくとともに、貝類漁業生産の安定化のため期待されているホンビノスガイやハマグリについて、資源管理や培養に取り組んでいく必要があります。

【第3次事業計画の目標】

豊かな漁場への改善に向けて、順応的管理により、漁業者、地元市及び県が協力して取り組みます。また、漁業者グループによる覆砂、海底耕うん、害敵生物の除去等の様々な干潟漁場保全活動の取組を支援していきます。

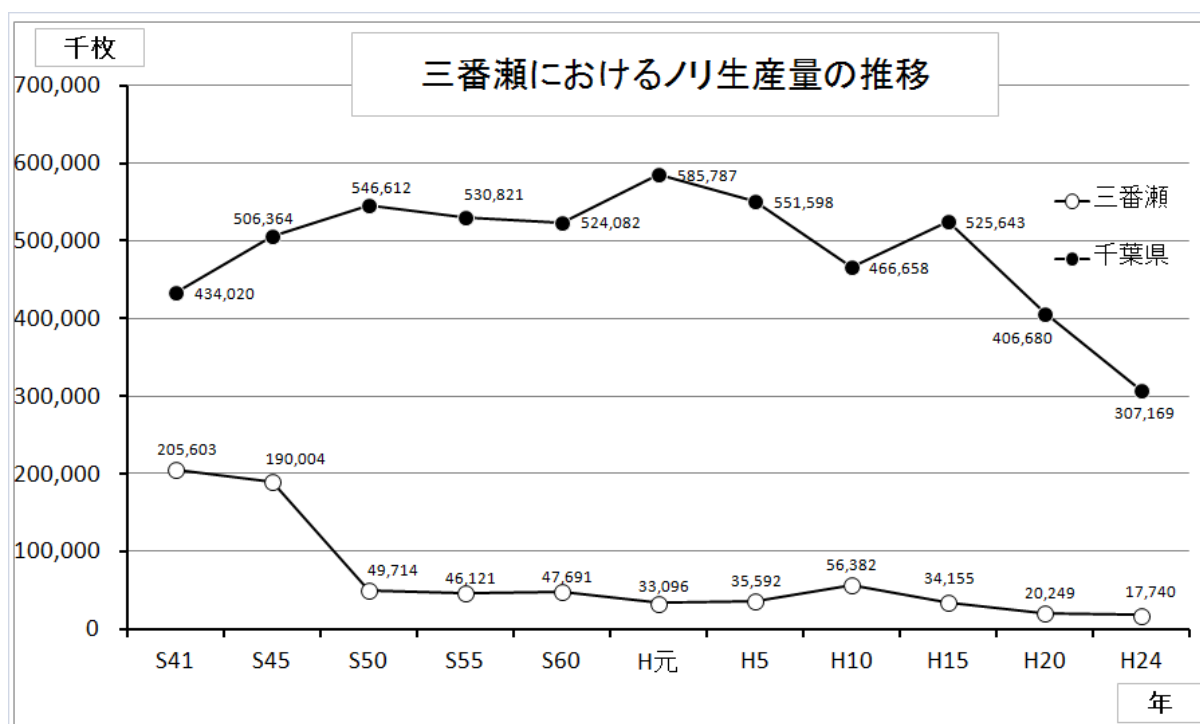
ノリ養殖については、三番瀬の不安定な漁場特性に対応した養殖管理技術の向上に向けた普及指導に取り組みます。アサリについては、網袋による減耗対策技術開発を行うとともに、ホンビノスガイについては資源状況を把握した上でその有効活用を推進し、ハマグリについては種苗の育成技術開発に取り組んでいきます。

【事業】

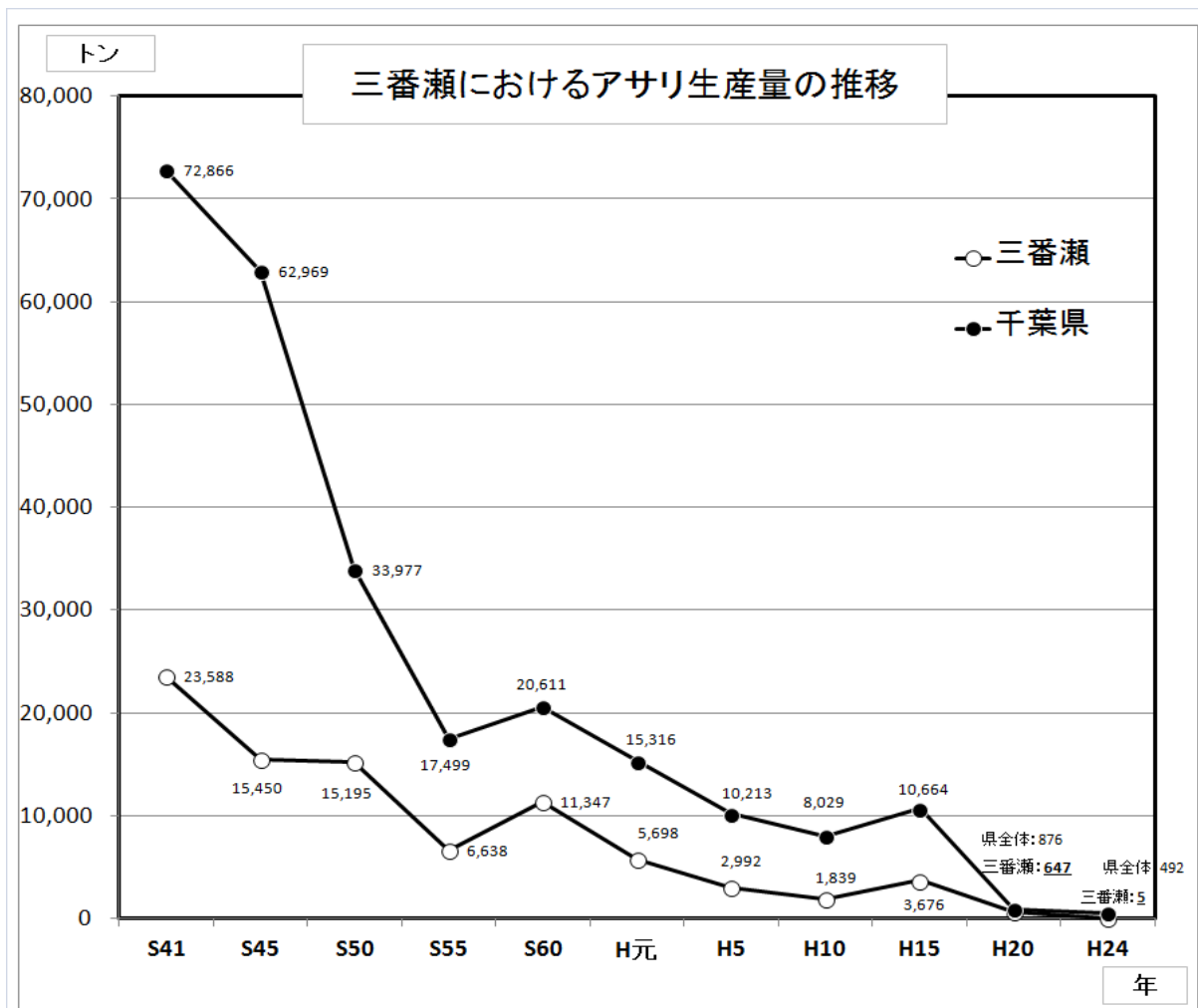
事業名	事業内容	担当課
1 豊かな漁場への改善の取組	<p>3か年の目標：漁場改善効果の検証と漁業者グループ・漁協・地元市及び県との協力による漁場改善の推進</p> <p>三番瀬漁場の生産力の回復を図るため、平成23～24年度に実施した漁場改善事業の効果を検証し、今後の効果的な事業展開を図る必要があります。</p> <p>また、三番瀬漁場の生産力を維持・向上させるためには、定期的な漁場のモニタリングや漁場環境保全の取組が重要です。</p> <p>このため、モニタリング調査を継続し、漁場改善効果を把握するとともに、順応的管理の考え方にに基づき、</p>	<p>農林水産部水産局 漁業資源課</p>

	<p>漁協、地元市及び県が協力して漁場改善に取り組みます。</p> <p>また、干潟漁場のモニタリング、貝類等を捕食するヒトデやツメタガイの除去、貝類の発生を促す覆砂や海底耕うんなど、漁業者グループによる多様な干潟漁場保全活動の取組を支援し、良好な干潟漁場環境づくりを推進します。</p>	
<p>2 ノリ養殖業・貝類漁業対策</p>	<p>3か年の目標：漁場特性や環境変化に対応したノリ養殖管理の実践と二枚貝の増産対策の推進</p> <p>三番瀬漁場のノリ養殖は、漁場環境が不安定で、疾病が多く発生するなど、厳しい生産状況に置かれています。これまで、漁場特性や海況変化をきめ細かく調べ、適切な養殖管理技術の向上に取り組んできており、今後は技術の普及を図る必要があります。</p> <p>また、三番瀬の貝類漁業は、アサリの冬季減耗や青潮の発生による大量死亡等により、長年にわたり低迷しており、その対策が求められています。</p> <p>このため、これまでの調査で得られた三番瀬漁場に関する知見や既存のモニタリングポストのデータを活用して、適切な情報提供と技術指導等を行い、漁場特性や環境変化に対応したノリ養殖管理の実践に取り組みます。</p> <p>また、アサリの減耗対策として網袋による稚貝育成技術の開発を行います。ホンビノスガイについては、モニタリングにより資源状況を把握し有効利用を推進していきます。ハマグリ種苗の育成技術開発に取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部水産局 漁業資源課</p>

<p>3 漁業者と消費者を結ぶ取組の推進</p>	<p>3か年の目標：漁業者と消費者を結ぶ地産地消などの取組推進による、漁業の活性化</p> <p>三番瀬の漁業を活性化させるため、漁業への幅広い県民の理解が必要です。</p> <p>このため、県下全域の取組との整合を図りつつ、漁業者と消費者との結びつきを深める三番瀬の漁業に関する取組を推進します。</p>	<p>農林水産部水産局 水産課</p>
--------------------------	---	-------------------------



出典：S41年～H20年：農林統計・H24年：漁業資源課調べ



出典：S41年～H20年：農林統計・H24年：漁業資源課調べ

「第4節 水・底質環境」

【基本計画 第2章第4節】

現在の三番瀬は、臨海部の埋立て等による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立てや小河川の排水路化等によって三番瀬への淡水や土砂の流入量が減少したことにより、かつての干潟的環境と生物多様性が失われ、環境変化に対する回復力が大きく低下しています。

また、生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地の存在、あるいは経済活動を支える上で必要な航路の存在は、三番瀬の生物に悪影響を与える青潮の発生や浸入を促しています。

このことから、海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を進め、生物多様性の回復及び環境の回復力の確保を図ることが重要です。

そのため、淡水や土砂の流入を通して、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大、多様な底質環境の形成について検討するとともに、水質汚濁の原因の調査や監視を行いながら、流入河川の有機物質、りん及び窒素等の負荷量の削減を目指します。

【現状と課題】

行徳湿地については、学識経験者、関係者等が参加する意見交換会の活用を図りながら整備等を進める必要があります。

干潟的環境の形成については、現在の環境の保全に配慮しつつ、干潟的環境形成試験の成果等を活用し、引き続き、関係機関と協議し、検討していく必要があります。

樹林地、湧水の保全、雨水浸透等に継続して取り組むことにより、海と陸とのつながりを踏まえた健全な水循環系を今後も目指していくことが重要です。

流入する汚濁負荷量の削減については、第7次東京湾総量削減計画のもと合併処理浄化槽の普及、産業排水対策、下水道の整備等、総合的に実施してきましたが、東京湾では赤潮・青潮が依然発生している状況であることから、今後も継続して流入する汚濁負荷を削減していく必要があります。

【第3次事業計画の目標】

行徳湿地について、湿地環境悪化防止のための維持管理を行うとともに、「行徳湿地の将来像」を踏まえながら、自然観察の場としての利用の促進に取り組みます。

干潟的環境の形成については、現在の環境の保全に配慮しながら、関係機関と協議し、検討していきます。

海老川及び真間川の流域水循環系の再生に引き続き取り組みます。

河川及び東京湾の水質改善や、赤潮・青潮の発生抑制を図るため、生活排水対策や産業排水対策等を継続し、流入する汚濁負荷量を削減します。

水質汚濁の原因の調査や監視、「貧酸素水塊」の発生状況の把握と青潮関連情報の提供を継続して実施します。

【事業】

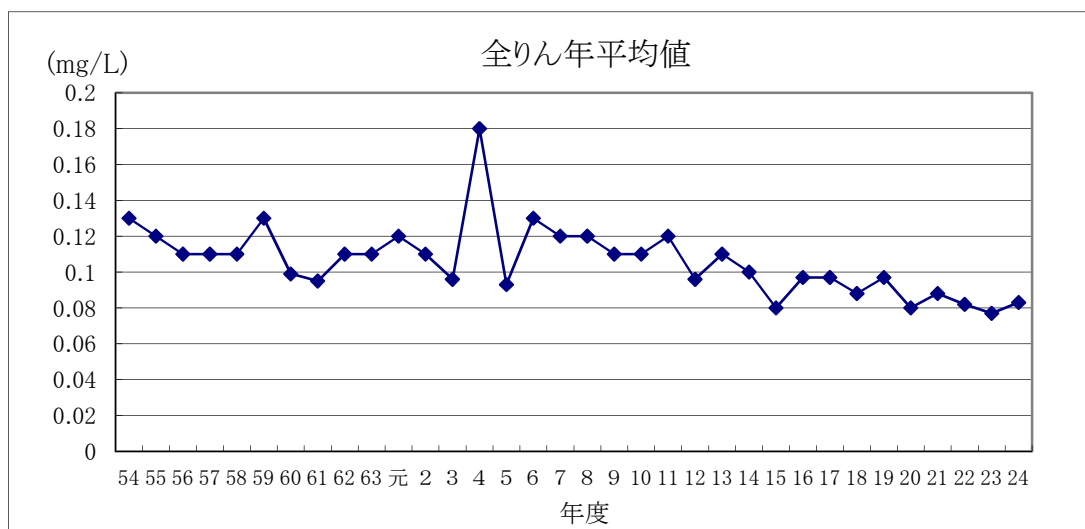
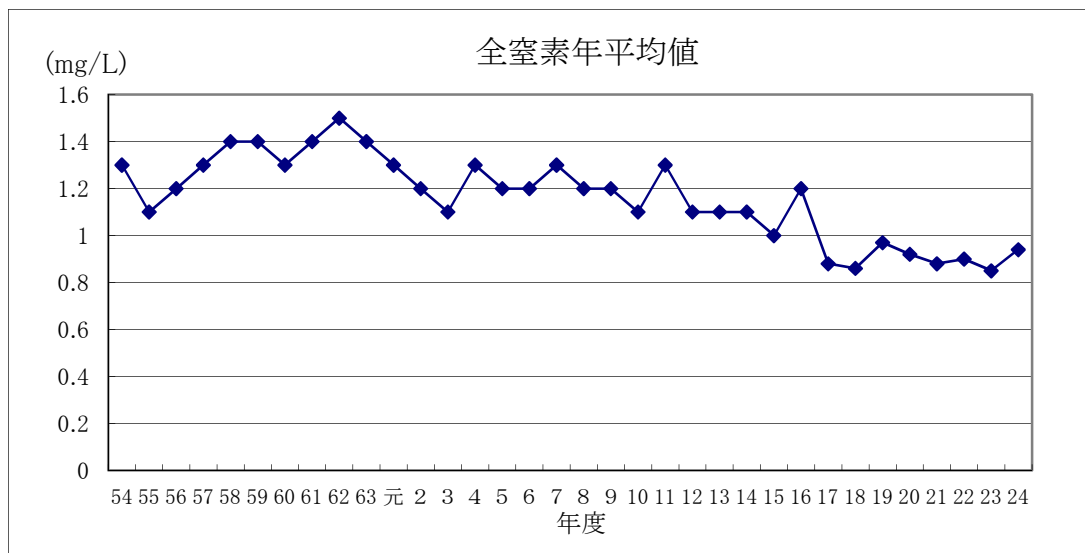
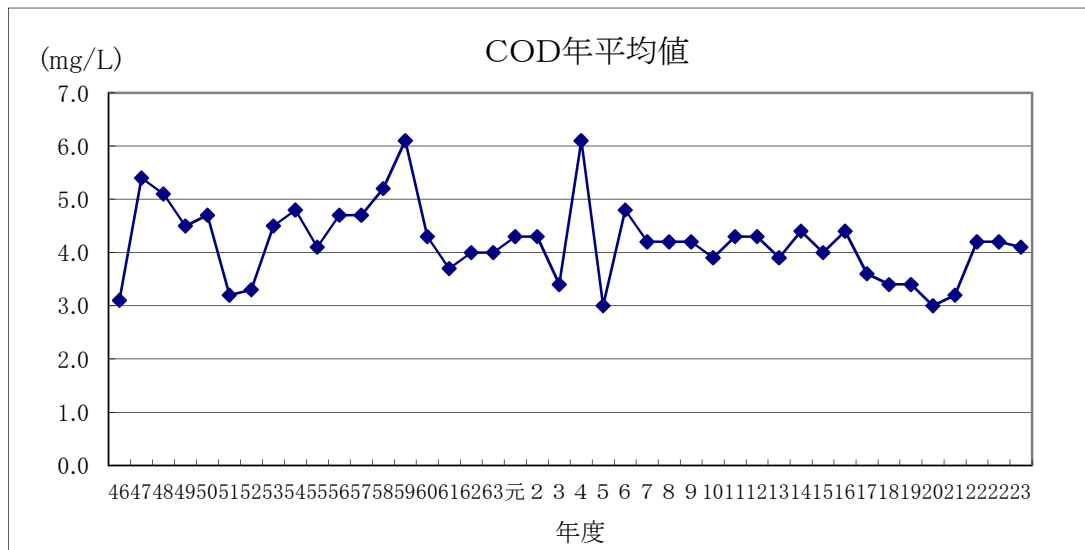
事業名	事業内容	担当課
1 行徳湿地の保全と利用	(第2節参照)	
2 自然再生(湿地再生)事業	(第5節参照)	
3 海老川流域の健全な水循環系の再生	3か年の目標：海老川流域の健全な水循環系の再生のための総合的な施策の促進 水と陸とのつながりを踏まえた三番瀬の水環境の回復を図るためには、三番瀬に流入する河川の水環境を再生することが必要です。 このため、海老川及びその流域について、河川流量の増加のための雨水浸透施設設置の啓発に努め雨水浸透対策を促進するほか、緑地の保全などの諸対策を含めた、海老川の健全な水循環系再生のための「海老川流域水循環系再生第三次行動計画」の総合的な施策を促進します。	県土整備部 河川環境課

事業名	事業内容	担当課
4 真間川流域の健全な水循環系の再生	<p>3か年の目標：真間川流域の健全な水循環系の再生のための総合的な施策の促進</p> <p>水と陸とのつながりを踏まえた三番瀬の水環境の回復を図るためには、三番瀬に流入する河川の水環境を再生することが必要です。</p> <p>このため、真間川及びその流域について、河川流量の増加のための雨水浸透施設設置の啓発に努め雨水浸透対策を促進するほか、緑地の保全などの諸対策を含めた、真間川の健全な水循環系の再生のための「真間川流域水循環系再生行動計画」の総合的な施策を促進します。</p>	<p>県土整備部 河川環境課</p>
5 干潟的環境（干出域等）の形成等	<p>(第1節参照)</p>	
6 合併処理浄化槽の普及	<p>3か年の目標：東京湾総量削減計画の推進による、東京湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんの負荷量の削減</p> <p>生活排水等からの汚濁負荷量を削減するため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換、及び窒素・りんの処理が可能な高度処理型浄化槽の一層の普及促進等を図る必要があります。</p> <p>このため、合併処理浄化槽への転換の促進に重点を置くとともに、より高性能な浄化槽の普及が図られるよう、市が実施する浄化槽の設置促進事業に対する助成を行います。</p>	<p>環境生活部 水質保全課</p>

事業名	事業内容	担当課
7 産業排水対策	<p>3か年の目標：東京湾総量削減計画の推進による、東京湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん の 負 荷 量 の 削 減</p> <p>東京湾総量削減計画に基づく水質総量規制等により、産業排水からの汚濁負荷量を削減する必要があります。</p> <p>この水質総量規制により、段階的に汚濁負荷量を削減するとともに、関連事業場に対して汚濁防止の徹底を求め、事業場への立入検査等により規制基準の遵守状況を把握し、必要に応じて処理施設の改善、設置等の指導を行います。</p>	環境生活部 水質保全課
8 流域県民に対する啓発	<p>3か年の目標：東京湾総量削減計画の推進による、東京湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん の 負 荷 量 の 削 減</p> <p>河川及び東京湾の水質改善について、広く流域の住民や飲食店等の小規模事業者を対象として啓発活動を行い、生活排水及び産業排水に係る対策の自主的な取組の普及促進を図る必要があります。</p> <p>このため、リーフレット、ホームページなどの各種媒体を用いて広報・啓発活動を行います。</p>	環境生活部 水質保全課
9 下水道の整備	<p>3か年の目標：江戸川左岸流域下水道整備の推進</p> <p>河川及び東京湾へ流入する生活排水等の汚濁負荷量を削減するため、下水道の整備、普及により、未処理の生活排水等が三番瀬を含む東京湾に流入することを防ぐ必要があります。</p>	県土整備部都 市整備局 下水道課

事業名	事業内容	担当課
	<p>このため、関連市の実施する公共下水道の整備と連携を図りながら、計画的な施設整備に取り組みます。</p>	
<p>10 青潮関連情報発信事業</p>	<p>3か年の目標：青潮発生状況の情報発信</p> <p>春から秋に東京湾で発生する「青潮」は、三番瀬の水生生物の生息に大きな影響があることから、青潮発生時には状況を的確に把握し、情報提供していく必要があります。</p> <p>このため、東京湾に青潮が発生した場合に、水質調査等を実施して範囲や程度を確認し、迅速に関係機関に情報提供を行います。</p>	<p>環境生活部 水質保全課</p>
<p>11 貧酸素水塊情報の高度化</p>	<p>3か年の目標：高精度な貧酸素水塊情報の提供と浅海域漁場の有効利用の推進</p> <p>貧酸素水塊による漁業への影響を軽減するためには、的確な貧酸素水塊情報を共有し、さらに、その対策を進めていく必要があります。</p> <p>このため、漁業者と共同調査を継続し、貧酸素水塊の沿岸浅海域への波及予測システムを運用して高精度な情報を提供するとともに、東京湾調査・指導船「ふさなみ」を運航して貧酸素水塊が水生生物の消長に与える影響を調査し、影響の少ない漁場の有効利用を推進します。</p>	<p>農林水産部水産局 漁業資源課</p>

(三番瀬周辺の水質)(東京湾3)(公共用水域の測定結果)



「第5節 海と陸との連続性・護岸」

【基本計画 第2章第5節】

現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。また、直立護岸の一部には、鋼矢板の腐食、老朽化、高さの低下が認められます。

このことから、海と陸との自然な連続性を徐々に取り戻し、人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことが重要です。また、安全性が保たれていない護岸については、必要な安全性を早急に確保することが必要です。

そのため、安全性が保たれていない護岸については、安全かつ生態系に配慮した護岸改修を早期に進めるとともに、護岸の海側及び陸側における自然再生への取組の検討、親水スポット等の整備により海と陸との連続性の回復を目指します。

【現状と課題】

老朽化している塩浜地先の直立護岸については、改修が進んでいるところであり、塩浜1丁目護岸約600m、塩浜2丁目護岸約900mについては、平成25年度に改修が完了しました。

未着手部分の、塩浜2丁目残り200m区間についても、引き続き市川市のまちづくり計画等、関連事業と調整を行い、自然再生の実現を図っていくとともに、安全かつ生態系に配慮した護岸改修を早期に進める必要があります。

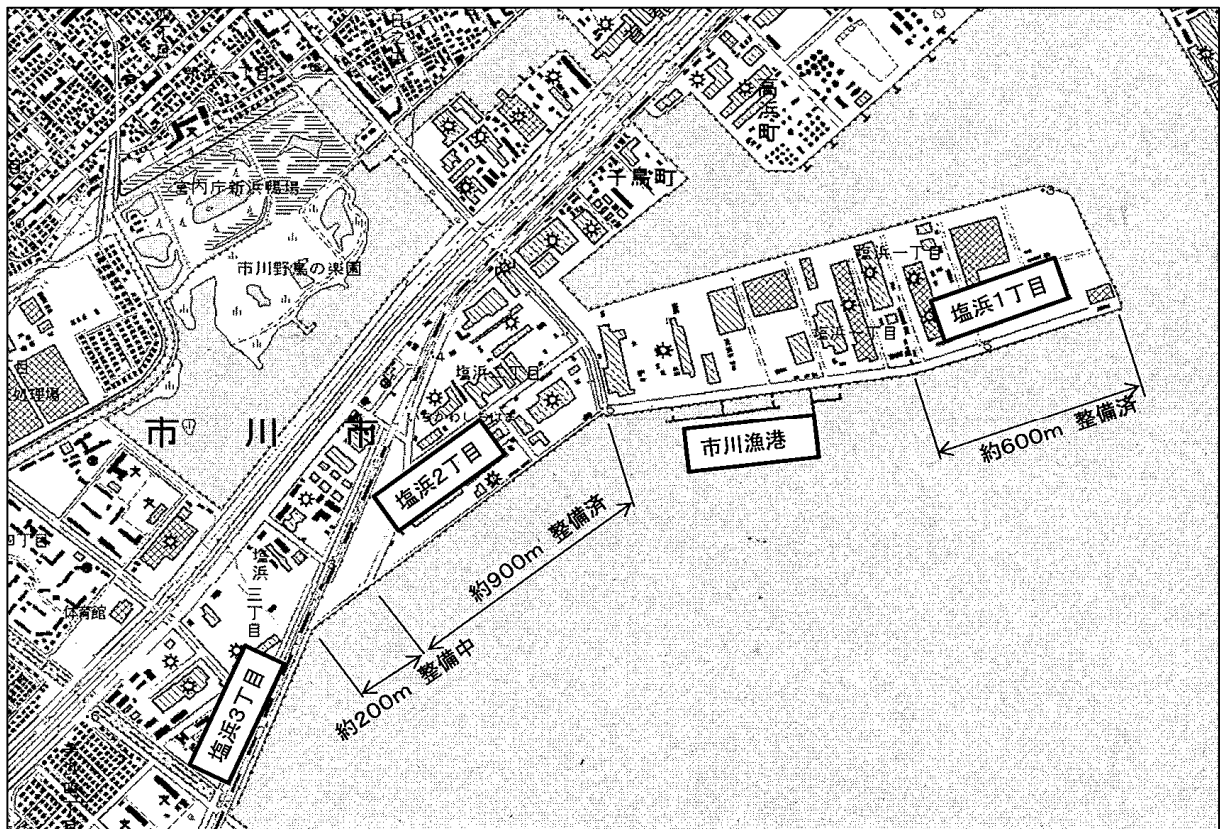
【第3次事業計画の目標】

塩浜2丁目残り200m区間については、市川市が検討を進めているまちづくりや自然環境学習の場の計画等、護岸背後地における関連事業と調整を図るとともに、自然再生（湿地再生）の実現に資する護岸改修の早期完成を目指します。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
1 市川市塩浜護岸改修事業	<p>3か年の目標：市川市塩浜護岸について、安全かつ生態系に配慮した護岸改修の推進</p> <p>塩浜2丁目護岸は、これまでに、老朽化の著しい900m区間の護岸改修を先行して整備を進め、平成25年度に完了しました。引き続き、残りの200m区間について、背後地のまちづくり計画、海と陸との自然な連続性に配慮しつつ、地域住民の利用や生態系に配慮した高潮防護の護岸改修を行います。</p> <p>なお、塩浜3丁目護岸については、2丁目護岸改修後、改修を行う予定です。</p>	<p>県土整備部 河川整備課</p>
2 護岸の安全確保の取組	<p>3か年の目標：護岸の安全確保に向けた具体的な取組の実施</p> <p>護岸改修計画のある区域以外においても、県民の生命・財産を守るために護岸の安全性を確保することが重要です。</p> <p>このため、三番瀬において県が管理する護岸を適切に維持管理します。</p>	<p>県土整備部 河川環境課 港湾課</p>
3 自然再生(湿地再生)事業	<p>3か年の目標：自然再生(湿地再生)の実現に向けた取組</p> <p>三番瀬では、海と陸との自然な連続性の回復や、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元等、自然再生の実現を図ることが求められています。</p> <p>塩浜2丁目における自然再生(湿地再生)については、課題を整理するとともに、市川市塩浜護岸改修事</p>	<p>環境生活部 環境政策課</p>

事業名	事業内容	担当課
	業や市川市のまちづくり、自然環境学習の場の計画等と調整を図っていきます。	
4 干潟的環境 (干出域等)の形成等	(第1節参照)	



市川市塩浜護岸位置図

「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」

【基本計画 第2章第6節】

三番瀬の後背地には、直立護岸や高架鉄道等により海と街が切り離されている区域が広くあります。一方、地元市においては、まちづくりの主体として、三番瀬を活かしたまちづくりに向けた方針や構想、計画を定める等の取組を進めています。

このことから、市や住民、地権者、NPO等と県が適切な役割分担のもと協力・連携して、景観等に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、

- 1 浦安側では、日の出地区にある貴重な干出域を活かし、自然環境と住環境が共存するまちづくり
 - 2 市川側では、三番瀬、市川塩浜駅周辺、行徳湿地一帯の自然環境の連続性を持った海と水に親しめるまちづくり
 - 3 船橋側では、ふなばし三番瀬海浜公園を活かした人と自然が共生するまちづくり
 - 4 習志野側では、ラムサール条約湿地である谷津干潟を三番瀬との関連の湿地と位置付け、都市と自然が共生したまちづくり
- 等を促進し、三番瀬の再生・保全に配慮しつつ、三番瀬を活かしたまちづくりを目指します。

【現状と課題】

まちづくりの主体である地元市との情報交換会等を実施し、必要に応じ助言を行う等、三番瀬を活かしたまちづくりを支援していく必要があります。

護岸改修について、2丁目の残り200m区間は、背後地の土地所有者である市川市や護岸整備懇談会等の意見を踏まえ、護岸の位置や構造を決定していく必要があります。

【第3次事業計画の目標】

まちづくりの主体である地元市との情報交換会等を通じ、必要に応じて助言を行う等、三番瀬を活かしたまちづくりを支援します。

塩浜2丁目護岸については、安全かつ生態系に配慮した改修を進めるとともに生物等のモニタリングを実施し、改修に伴う自然環境への影響を評価していきます。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
1 三番瀬を活かしたまちづくりの促進	<p>3か年の目標：三番瀬周辺区域におけるまちづくりに対する支援</p> <p>三番瀬周辺区域においては、三番瀬の再生・保全や景観等に配慮した、三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>このため、まちづくりの主体である地元市との情報交換会等を通じ、必要に応じ助言を行う等、三番瀬を活かしたまちづくりを支援していきます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>環境政策課</p> <p>県土整備部</p> <p>関係各課</p>
2 市川市塩浜護岸改修事業	(第5節参照)	
3 自然再生(湿地再生)事業	(第5節参照)	

「第7節 海や浜辺の利用」

【基本計画 第2章第7節】

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園前での潮干狩り等を除けば、人は海とふれあいにくくなっています。

このことから、三番瀬をふるさとの海として実感できるよう、人々が親しみ、安全に利用できるような取組を進めるとともに、生態系の保全や漁業への配慮を行うことが重要です。

そのため、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりへ取り組んでいきます。

また、長期的には、まちづくりと一体となった三番瀬の保全、地域における三番瀬を保全する文化の発展を目指します。

【現状と課題】

生態系や漁業に配慮した海や浜辺の利用に関しては、水産資源の持続的利用を図るための既定ルールのほか、賢明な利用に向けたルールづくりが重要です。

【第3次事業計画の目標】

多くの県民が三番瀬に親しむことができる場所を引き続き、整備していくとともに、機会を提供していきます。

また、海や浜辺の賢明な利用に向け、必要に応じて、漁業者、地域住民、利用者等の参加のもとで、利用形態に応じた新たなルールづくりのための調整等を行います。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
1 干潟的環境 (干出域等)の形成等	(第1節参照)	

事業名	事業内容	担当課
2 市川市塩浜 護岸改修事業	(第5節参照)	
3 自然再生(湿地再生)事業	(第5節参照)	
4 三番瀬を活かしたまちづくりの促進	(第6節参照)	
5 ルールづくりの取組	<p>3か年の目標：三番瀬の海や浜辺の賢明な利用に向けた調整等</p> <p>将来にわたって人と自然がふれあい、海の恵みを育む三番瀬であるためには、生態系や持続可能な漁業に配慮した、賢明な利用に向けたルールづくりが重要です。</p> <p>このため、関係機関と意見交換を行いながら、三番瀬の利用に係る施設等の情報を収集するとともに、必要に応じて、当該施設周辺の海や浜辺の利用に係るルールづくりの調整等を行います。</p>	環境生活部 環境政策課

「第8節 環境学習・教育」

【基本計画 第2章第8節】

現在の三番瀬は、人と海とが隔てられ、住民にとって必ずしも近いものではありませんが、三番瀬周辺にある浦安市郷土博物館、行徳野鳥観察舎、ふなばし三番瀬海浜公園、谷津干潟自然観察センター、学校等の施設やNPO等により、個々に環境学習・教育への取組が行われています。

このことから、より広範に多くの人々が参加・体験できるよう、地域の特性を生かし、各年代層の経験や関心に応じた環境学習・教育を行う体制を作り上げていくことが重要です。

そのため、地域全体で主体的に進められるよう、環境学習・教育のための検討組織を設置して、施設の整備や場の提供に取り組むとともに、人材の育成・確保を目指します。

【現状と課題】

より多くの人々が関心を持ち、広範に再生への活動に参加できるよう環境学習に必要なプログラムを引き続き実施するとともに、人材育成・確保の仕組みを検討する必要があります。

環境学習の場の提供については、様々な世代や地域性に配慮する必要があります。

ビオトープネットワークについては学校や公園等の間のネットワークの強化が必要です。

【第3次事業計画の目標】

より多くの人々が関心を持ち、広範に再生への活動に参加できるよう環境学習に必要なプログラムを実施するとともに、人材育成・確保の仕組みを検討します。

環境学習のための場の提供については、様々な世代や地域性にあった学習内容やプログラムの開発・提供を検討します。

ビオトープネットワークについては、三番瀬流入河川流域4市の学校や公園等について、ビオトープの普及啓発やビオトープ設置者間の情報交換を進めます。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
1 環境学習・教育事業	<p>3か年の目標：環境学習・教育の実施</p> <p>地球温暖化や生物多様性といった環境問題の改善や三番瀬再生への関心を高めるには、県民一人ひとりが環境に対する意識を持ち、ライフスタイルを見直すことが必要であることから、その取組として環境学習を推進します。</p> <p>このため、千葉県環境学習基本方針に基づき、県民、学校、事業者、行政など環境学習を推進する各主体が連携して、環境学習を行う体制を整備し、以下の取組を進めます。</p> <p>(1) 千葉県環境学習基本方針の見直し</p> <p>(2) 環境学習を担う人材育成のシステムづくり</p> <p>(3) 環境学習のための場の提供</p> <p>また、千葉県学校版環境マネジメントシステムに基づき、学校、地域の実態を生かした環境教育を推進します。</p>	<p>環境生活部</p> <p>環境政策課</p> <p>教育庁企画管理部</p> <p>教育政策課</p>
2 ビオトープネットワークの強化	<p>3か年の目標：学校や公園等を中心としたビオトープネットワークの強化</p> <p>三番瀬の再生には、流域を含めた住民の活動が必要であり、水循環や生物・生態系を通じて三番瀬を身近に感ずる体験型の環境学習が必要です。</p> <p>このため、三番瀬流入河川流域4市の学校や公園等について、ビオトープの普及啓発やビオトープ設置者間の情報交換を進めます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>自然保護課</p>

「第9節 維持・管理」

【基本計画 第2章第9節】

三番瀬は、埋立て等が進み地形や生態系が大きく変化した現在でも、大部分が漁場として活用され、持続的生産の維持努力が払われています。その結果、かつての豊かさはありませんが、多様な自然環境が残され、多くの生物が生息しています。

このことから、これらを損なうことなく保全していく必要があるとともに、自然環境の再生に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。これは自然を相手とする息の長い取組となり、長期的に多くの主体と幅広い世代の参加により進めていくことが重要です。

そのため、漁業者はもとより、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、様々な主体による友好的で広域的なつながりを持つ協働がなされ、三番瀬をふるさとの海として自ら維持・管理するような仕組みの創出を目指します。

また、三番瀬及びその周辺海域の自然環境のモニタリング体制を確立し、水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応できる体制を目指します。

【現状と課題】

三番瀬を多くの個人、団体が自ら維持・管理するような活動に対する支援や活動のきっかけとなるような広報を引き続き行っていく必要があります。

三番瀬流入河川流域や東京湾全体などの広域的なネットワークを活かした広域的な取組を充実させていくことが重要です。

【第3次事業計画の目標】

三番瀬において地元市や地域住民等によって行われているクリーンアップ活動等の維持・管理活動を引き続き支援していきます。

三番瀬に関する調査データを継続して追加していきます。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
1 三番瀬再生・保全活動の支援	<p>3か年の目標：三番瀬再生・保全にかかる市民活動の支援</p> <p>三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であり、関係市や地域住民により行われるクリーンアップ等の維持管理活動をはじめとする保全活動や再生のための事業により多くの地域住民・県民が参加して取り組んでいくことが必要です。</p> <p>このため、市民活動団体が実施する、三番瀬の再生・保全にかかる活動を支援します。</p>	環境生活部 環境政策課
2 三番瀬自然環境データベースの更新	<p>3か年の目標：自然環境データベースの更新</p> <p>三番瀬の再生に当たっては、三番瀬の環境の現況や推移を的確に把握するとともに、再生事業の実施に係る順応的な管理を行う必要があります。</p> <p>このため、逐次、自然環境に関する調査結果データの追加を行うなど更新作業を行います。</p> <p>データベースの活用により、三番瀬の自然環境に関する評価や再生事業に係る順応的な管理の検討を効率的に行うことができます。</p>	環境生活部 自然保護課
3 三番瀬自然環境調査に対する支援	<p>3か年の目標：県民参加による自然環境調査の支援</p> <p>三番瀬の再生には、多くの県民がいろいろな形で参加できる必要があります。</p> <p>このため、自然環境調査を主体的に実施するNPOなどに対し、モニタリングマニュアルを提供し、調査器具（底生生物調査用器具一式）を貸し出すこと等に</p>	環境生活部 自然保護課

事業名	事業内容	担当課
	より、県民の三番瀬の自然環境への理解がより深まるよう支援します。	
4 三番瀬の自然環境の調査	(第2節参照)	
5 ビオトープネットワークの強化	(第8節参照)	
6 国、関係自治体の広域的な取組	(第12節参照)	

「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」

【基本計画 第2章第10節】

三番瀬の再生・保全には、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体、専門家、国、県、市等の関係者が連携した息の長い取組が必要です。

この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、再生計画、再生事業、三番瀬の保全・利用に関するルール、三番瀬再生会議の設置等を明確にした条例の制定を目指します。

また、三番瀬には、湿地及びその生態系の保護と湿地の賢明な利用を目的とするラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の登録基準を満たす数多くの水鳥が渡ってきます。豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、既にラムサール条約湿地となっている谷津干潟との連携を図りつつ、三番瀬の再生・保全を進めることを目指します。

【現状と課題】

条例の制定については、三番瀬の再生・保全・利用について、様々な意見等について合意が形成されるなど、条例化に向けての環境の醸成が重要です。

また、ラムサール条約への登録（その前提としての国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定）を促進するには、関係者の合意が必要です。

【第3次事業計画の目標】

条例の制定については、条例化に向けた環境醸成に当たり、引き続き、広報や三番瀬ミーティング等を活用し、三番瀬の再生・保全・利用についての様々な意見等の把握に努めます。

また、ラムサール条約については、登録に向けた調整が円滑に進むよう、引き続き、地元関係者の意見を聴きながら取り組んでいきます。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
<p>1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定</p>	<p>3か年の目標：条例化についての方向性の検討</p> <p>三番瀬について、「東京湾の奥部に残された貴重な干潟・浅海域であり、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を図ることが重要である」との認識は、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体、専門家、国、県、市等の関係者が共有しているものです。</p> <p>しかし、三番瀬の再生・保全・利用に関しては様々な意見や考え方があることから、こうした意見等について合意が形成されることが重要です。</p> <p>このため、広報や三番瀬ミーティング等を活用し、様々な意見等の把握に努めながら、条例化についての方向性を検討します。</p>	<p>環境生活部 環境政策課</p>
<p>2 ラムサール条約への登録促進</p>	<p>3か年の目標：三番瀬のラムサール条約への登録について関係者の合意形成</p> <p>三番瀬は、ラムサール条約の「国際的に重要な湿地の基準」のうち水鳥等に関する基準を満たしていることが確認されている国際的な価値を有する地域です。</p> <p>また、ラムサール条約が掲げる「賢明な利用」の趣旨は、三番瀬の再生・保全に取り組む上での土台になります。</p> <p>このような国際的な価値を持つ三番瀬が行徳湿地等の関連地とともにラムサール条約に登録されることは、息の長い再生・保全の取組を継続的に進めていくための関係者の合意のシンボルとなるものであり、ま</p>	<p>環境生活部 自然保護課</p>

事業名	事業内容	担当課
	<p>た、未来の世代につなげるメッセージとしても有効です。</p> <p>このため、地元関係者との合意のもとでのラムサール条約への登録に向けて、地元関係者との調整を進めます。</p>	

「第 1 1 節 広報」

【基本計画 第 2 章第 1 1 節】

これまで、県では三番瀬の自然や円卓会議の取組を幅広く県民に知らせるため、「ちば県民だより」等、既存の広報媒体を使った広報のほか、NPO等の参加や協力を得ながら、新たな広報手段としてインターネットの活用や広報拠点の設置、シンポジウム等の開催等を行ってきました。

三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、次代を担う子供たちも含めて県民や地域住民の三番瀬の再生への関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。また、国際化時代を踏まえて外国の方々にもわかりやすい広報の工夫も必要です。

そのため、地域住民の参加や地域活動の推進、情報の公開とわかりやすい情報の提供や三番瀬を知り、触れ合う機会の提供等に幅広く継続的に取り組み、県民を惹きつける魅力ある広報を目指します。

【現状と課題】

インターネットなどによる情報発信や広報拠点としての三番瀬サテライトオフィスの運営、マスコットキャラクターやシンボルマーク、標語等の公募決定・イベントでの活用などを通して、魅力ある広報活動に取り組んできました。

地域住民の三番瀬の再生への関心・理解を深めていくためには、このような広報を継続していくことが重要です。

【第 3 次事業計画の目標】

三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、地域住民をはじめ、幅広い県民の三番瀬の再生への関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。

これらを実現していくために、引き続き、インターネットなどを活用しながら、県民を惹きつける魅力ある広報を目指し、情報の公開とわかりやすい情報の提供に取り組むとともに、三番瀬の再生・保全活動を行う団体への支援などを行います。

【事業】

事業名	事業内容	担当課
1 三番瀬に関する広報	<p>3か年の目標：三番瀬再生・保全のための広報の実施</p> <p>三番瀬の再生・保全を進めるためには、地域住民の三番瀬の再生への関心・理解を深めていくことが重要です。</p> <p>このため、インターネット等を活用し、これまでの事業で決定した三番瀬再生標語等を活用しながら親しみやすくわかりやすい広報を行う等、以下について取り組みます。</p> <p>(1) 県ホームページによる、わかりやすい情報発信</p> <p>(2) 三番瀬関連パンフレットの作成及び配布</p> <p>(3) 三番瀬再生標語・マスコットキャラクター等の広報への活用</p>	<p>環境生活部</p> <p>環境政策課</p>
2 三番瀬再生・保全活動の支援	(第9節参照)	

「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」

【基本計画 第2章第12節】

三番瀬は、流入する河川の流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川等を通じてもたらされる汚濁負荷は赤潮・青潮の発生原因となっており、東京湾全体の問題となっています。

このことから、三番瀬の再生を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化して取り組むことが必要です。

そのため、関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域的な取組を継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬の再生から東京湾の再生へつながる広域的な取組を目指します。

【現状と課題】

東京湾においても未だ赤潮、青潮の発生があることから、引き続き、多様な主体が協働し、流入する汚濁負荷を削減するなど、広域的な取組を推進していくことが必要です。

【第3次事業計画の目標】

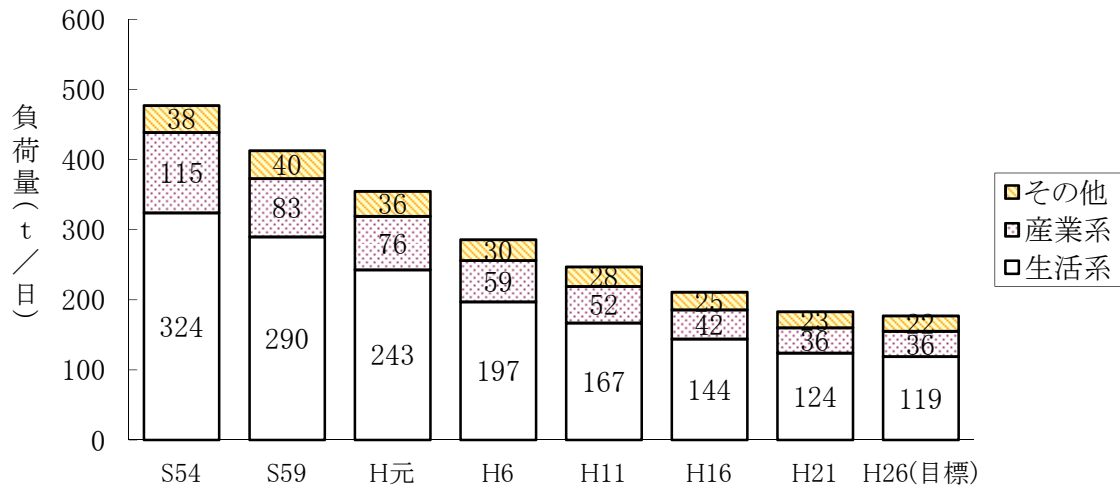
これまでの取組を継続し、関係自治体、地域住民等との交流・連携を深め、東京湾及び三番瀬の再生につながる広域的な取組を推進します。

【事業】

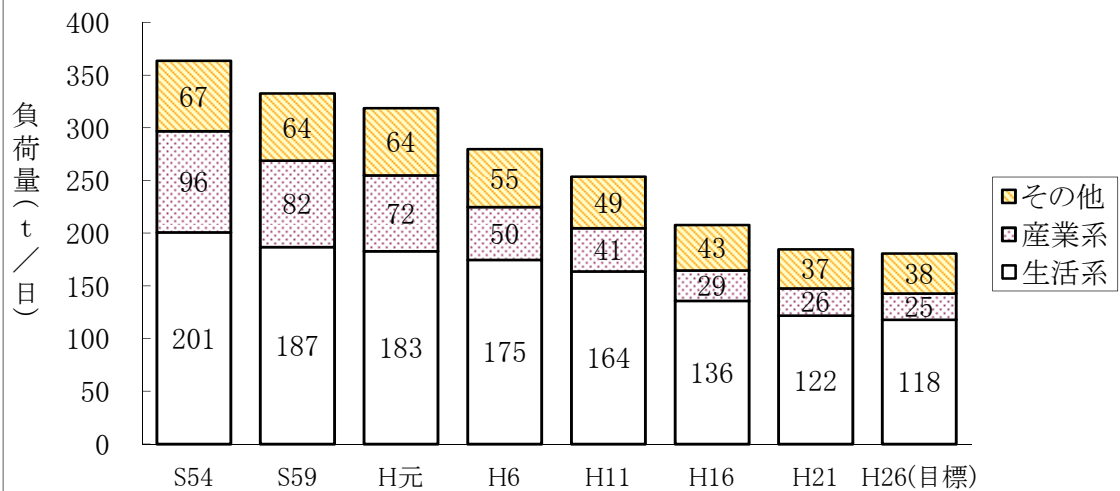
事業名	事業内容	担当課
1 国、関係自治体の広域的な取組	3か年の目標：三番瀬再生に資する東京湾の再生のための広域的な取組 東京湾では、河川等を通じてもたらされる汚濁負荷による富栄養化などにより、赤潮や青潮が発生するな	環境生活部 環境政策課 水質保全課

事業名	事業内容	担当課
	<p>ど、湾全体の問題となっています。</p> <p>このため、東京湾の再生には、汚濁負荷量の削減による流入河川の水質改善をはじめとする様々な対策が必要であり、これまで以上に河川流域や東京湾周辺の自治体と連携し、広域的な取組を行います。</p> <p>(1) 東京湾総量削減計画の推進</p> <p>一都三県が連携し、水質汚濁防止法に基づき、策定した東京湾総量削減計画により、化学的酸素要求量(COD)、窒素、リンの負荷量の削減を進めていきます。</p> <p>(2) 九都県市首脳会議による取組</p> <p>九都県市首脳会議の水質改善専門部会では、これまで、国の環境関連の法整備にさきがけて、東京湾の富栄養化防止対策等を実施してきたところですが、引き続き、東京湾の必要な水質改善対策に取り組んでいきます。</p> <p>(3) 東京湾岸自治体環境保全会議による取組</p> <p>東京湾岸自治体(1都2県16市1町6特別区)では、東京湾の水質改善等を図ることを目的に、研修会や湾岸住民への環境保全に係る啓発・イベントなどを実施します。</p> <p>また、東京湾岸自治体を媒体としたネットワークの活用により、広域的な環境保全への取組や水質情報の収集等を行います。</p> <p>(4) 東京湾再生のための行動計画(第二期)との連携</p> <p>国土交通省等の関係省庁や関係都県市において策定された行動計画に基づき、陸域における汚濁負荷削減策や海域における環境改善対策等を実施します。</p>	

東京湾の化学的酸素要求量(COD)の推移(1都3県)



東京湾の窒素負荷量の推移(1都3県)



東京湾のりん負荷量の推移(1都3県)

